

令和3年度 大東市教育委員会 12月臨時会会議録

1. 開催年月日

令和3年12月3日（金） 午前9時30分～午前9時40分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室（オンライン開催）

3. 出席者（5名）

- | | |
|-----------|--------|
| ・教育長 | 水野 達朗 |
| ・教育長職務代理者 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |

4. 出席説明員（5名）

- | | |
|----------------------|--------|
| ・教育総務部長 | 北田 吉彦 |
| ・産業・文化部総括次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 | 佐々木 由美 |
| ・教育総務部教育総務課長 | 杉谷 明子 |
| ・教育総務部教育総務課長補佐 | 岡田 健嗣 |

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第29号
大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
の一部改正に関する意見聴取について

7. 議案書

教委議案第29号

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正
に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、大東市議会議長から、「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を一部改正するにあたり、大東市教育委員会の意見を求める。

令和3年12月3日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

令和3年12月大東市議会定例会に上程されている「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正（「議案第80号 大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について」の附則による改正）」の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定による意見聴取について回答が必要なため、本案を提出するものである。

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について

1. 改正の趣旨

大東市立生涯学習ルーム「まなび泉」を令和4年3月末で廃止するにあたり、所要の改正を行う。

2. 生涯学習ルームについて

- ・生涯学習ルームは、市民の社会教育の振興及び生涯学習の推進を図り、市民のふれあい交流に資するための施設であり、まなび北新（平成7年設置）、まなび泉（平成11年設置）、まなび南郷（平成17年設置）の3施設が設置されている。

3. 「まなび泉」の設置経緯および廃止理由

- ・平成9年3月策定の「大東市生涯学習プラン」において、小学校区を基本単位として、生涯学習ルームを整備する方針が示され、整備手法については、小中学校の余裕教室や既存公共施設の活用を行うこととされた。この方針に基づき、平成11年、泉小学校内の1教室を活用して設置された。
- ・同プランでは、「生涯学習センター整備」や「複数の図書館機能整備」の検討も示され、平成17年に西部図書館・まなび南郷が、平成18年に生涯学習センター「アクロス」が整備された。これらの拠点施設整備を受け、平成20年3月策定の「大東まなびの文化創造プラン」では、小学校区単位での生涯学習ルームの整備方針は削除された。
- ・まなび泉は、生涯学習センターと地理的に近く、設備面で劣ることから、利用者数が低迷するようになり、令和元年度の利用団体数は4団体にまで減少。
- ・令和2年3月より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まなび泉の休館措置を開始し、令和3年11月現在まで1年9か月にわたり休館措置を継続している。
- ・休館前の利用団体（4団体）は、他の公共施設に活動場所を移している。なお、現在までに施設再開へのお問合せや要望は市に寄せられていない。このような現状に鑑み、施設の必要性が大きく低下していると考えられるため、令和3年度末で廃止しようとするもの。

4. 「まなび泉」廃止後について

- ・まなび泉に隣接する泉小学校放課後児童クラブにおいて近年、登録児童数が増加しており、まなび泉を廃止することにより、児童クラブ教室への活用が可能となる。

5. 施行期日

- ・令和4年4月1日

【まなび泉（泉小学校内）位置図】



【まなび泉施設】



玄関（左端）



ルーム内部



ルーム内部



ルーム内部

議案第80号

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立まなび泉を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日

条例第 号

大東市立生涯学習ルーム条例(平成11年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表、第3条の表及び第4条の表中大東市立まなび泉の項を削る。

第6条第3号中「営利を目的とする事業(大東市立まなび泉を使用するものに限る。)、」を削る。

別表中

「

使用区分	午前	午後	夜間
施設区分	午前10時から 午後1時まで	午後1時30分 から午後4時 30分まで	午後5時から午 後8時まで
大東市立まなび泉	600	600	600

」

を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)
- 大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和2年条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則第1号ウ中「、大東市立まなび泉」を削る。

8. 会議録

水野教育長

それでは、12月の教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

北田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

水野教育長

それでは議事に入ります。なお、本日は所管部署でございます生涯学習課より報告のために出席しております。

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

日程第2 教委議案第29号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見聴取について」について提案理由の説明をお願いいたします。

田川総括次長

教委議案第29号「大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見聴取について」提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年12月大東市議会定例会に上程しております議案第80号「大東市立生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例について」の議決にあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第2項の規定による意見聴取について回答が必要なため、提出するものでございます。本条例制定につきましては、大東市立生涯学習ルームのうち、「大東市立まなび泉」を令和4年3月末で廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。条例改正の理由等につきましては、右肩に「教委議案第29号 参考資料」とあるページをお願いいたします。内容につきましては、教育委員会10月定例会におきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取」の際にもご説明しておりますので、本日は概要のみご説明申し上げます。

まず、「大東市立生涯学習ルーム」とは、市民の社会教育の振興及び生涯学習の推進を図り、市民のふれあい交流に資するための施設であり、現在、「まなび北新」「まなび泉」「まなび南郷」の3施設が設置されております。次に、このたび廃止しようとしております「まなび泉」の設置経緯および廃止理由でございます。平成9年3月策定の「大東市生涯学習プラン」において、小学校区を基本単位として、生涯学習ルームを整備する方針が示され、整備手法については、小中学校の余裕教室や既存公共施設の活用を行うこととされました。この方針に基づき、平成11年、泉小学校内の1教室を活用して「まなび泉」が設置されました。その後、平成18年に、住道駅南側に生涯学習センター「アクロス」が整備されたことなどを受け、「まなび泉」の利用者数が低迷するようになり、令和元年度の利用団体数は4団体にまで減少しておりました。そのような中、令和2年3月より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まなび泉の休館措置を開始し、現在まで1年9カ月にわたり休館措置を継続しております。休館前の利用団体4団体は、他の公

共施設に活動場所を移しておられ、現在までに施設再開へのお問合せ等は頂いておりません。このような現状に鑑み、施設の必要性が大きく低下していると考えられるため、令和3年度末で廃止しようとするものでございます。なお、まなび泉は、泉小学校放課後児童クラブに隣接しておりますが、児童クラブでは近年、登録児童数が増加しており、まなび泉の廃止後は、児童クラブ教室への活用が可能となります。

最後に、この条例の施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、意見無しで同意の委員は挙手願ひます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして同意について可決いたします。

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上をもちまして、12月の教育委員会臨時会を終了いたします。

令和3年12月27日

水野教育長

田中委員